第四管区海上保安本部公示第２７号

水路業務法第８条に基づき次のとおり公示する。

令和８年１１月１０日

第四管区海上保安本部長（公印省略）

１　許可を受けた者の氏名又は名称及び住所

三重県北勢流域下水道事務所長　岡田　健

三重県四日市市新正４丁目２１－５

２　水路測量を実施する区域及び期間

別図に示すとおり

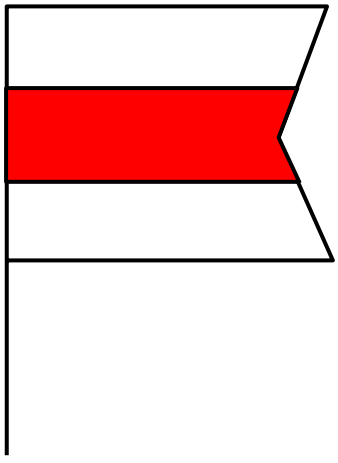
令和８年１１月１６日～令和８年１２月４日（うち２日間）

３　水路測量の実施方法

GNSS による測位、音響測深機による測深

４　その他必要な事項

測量船は、水路業務法第１７条に基づき、水路業務法施行規則（昭和２５年運輸省令第５５号）第６条に定める標識を揚げる。



別図



調査区域

海洋状況表示システム（https://www.msil.go.jp/）を元に作図

海上保安庁(JCG)|(C)Esri Japan